

# 広報 2024年 No.502 4月号

# くるたき

## 主な内容

- P 2～3 議会だより
- P 4～7 令和6年度予算
- P 8～9 村の話題
- P 10～13 お知らせ
- P 14～15 健康づくり情報
- P 16～17 村職員の給与・職員数等



# 議会

## 第2回議会定例会

### 議会活動状況

3月

令和6年第2回黒滝村議定会  
例会が3月1日(金)～8日  
(金)にかけて開催されました。

#### 【人事案件】

- 1日●第2回議会定例会開会  
総務厚生常任委員会  
経済建設常任委員会
- 4日●予算審査特別委員会
- 5日●予算審査特別委員会
- 8日●第2回議会定例会再開
- 14日●黒滝中学校卒業証書授与式
- 16日●黒滝村人権教育推進協議会  
研修会
- 18日●奈良県町村議会議長会定期  
総会
- 19日●こども園終了証書授与式
- 21日●黒滝小学校卒業証書授与式
- 22日●例月出納検査
- 23日●吉野郡議会議長会研修会

#### 【規約変更】

- 議案第2号 黒滝村教育委員  
会の委員の任命につき同意を  
求めることについて
- 議案第3号 奈良広域水質検  
査センター組合規約の変更につ  
いて
- 議案第4号 行政手続におけ  
る特定の個人を識別するため  
の番号の利用等に関する法律  
に基づく個人番号の利用及び  
特定個人情報提供に関する

#### 【補正予算】

- 議案第22号 令和5年度黒滝  
村一般会計補正予算(第7  
号)について
- 議案第23号 令和5年度黒滝  
村国民健康保険事業特別会計  
補正予算(第3号)について
- 議案第24号 令和5年度黒滝  
村簡易水道事業特別会計補正  
予算(第2号)について
- 議案第25号 令和5年度黒滝  
村下水道事業特別会計補正予  
算(第2号)について

#### 【当初予算】

- 議案第26号 令和6年度黒滝  
村一般会計予算について
- 議案第27号 令和6年度黒滝  
村国民健康保険事業特別会計  
予算について
- 議案第28号 令和6年度黒滝  
村介護保険特別会計予算につ  
いて
- 議案第29号 令和6年度黒滝

条例の一部を改正する条例に  
ついて

- 議案第5号 黒滝村空き家等  
の適正管理に関する条例の一  
部を改正する条例について
- 議案第6号 黒滝村監査委員  
に関する条例の一部を改正す  
る条例について
- 議案第7号 黒滝村職員の育  
児休業等に関する条例の一部  
を改正する条例について
- 議案第8号 黒滝村第1号会  
計年度任用職員の報酬、期末  
手当及び費用弁償に関する条  
例の一部を改正する条例につ  
いて
- 議案第9号 一般職の職員の  
給与に関する条例の一部を改  
正する条例について
- 議案第10号 黒滝村第2号会  
計年度任用職員の給与に関す  
る条例の一部を改正する条例  
について
- 議案第11号 黒滝村国民健康  
保険条例の一部を改正する  
条例について
- 議案第12号 黒滝村手数料徴  
収条例の一部を改正する条例  
について
- 議案第13号 黒滝村子ども医  
療費助成条例の一部を改正す  
る条例について
- 議案第14号 黒滝村ひとり親  
家庭等医療費助成条例の一部  
を改正する条例について
- 議案第15号 黒滝村心身障害  
者医療費助成条例の一部を改  
正する条例について
- 議案第16号 黒滝村介護保険  
条例の一部を改正する条例に  
ついて
- 議案第17号 黒滝村指定居宅  
介護支援等の事業の人員及び  
運営の基準等に関する条例の  
一部を改正する条例について
- 議案第18号 黒滝村指定介護

#### 教育長再任

教育長の遠山みさを氏が3月31日  
で任期満了となり、教育長の任命同  
意が議会において議決、再任されま  
した。

#### 教育長挨拶

引き続き教育長に就任しました、  
遠山みさをです。  
学校教育の充実をはじめ、社会教  
育・生涯学習など村民の皆さまのニ  
ーズに応えられるよう、これからも必  
要な教育環境づくり、また施設・設  
備を整えてまいります。今後とも、  
皆さま方のご指導ご支援を賜りま  
すようお願い申し上げます。

#### 教育委員会委員の紹介

教育委員会委員の辻内郁代氏(中  
戸)が3月14日で任期満了となり、  
委員の任命同意が議会において議  
決、再任されました。

本村の教育委員会委員は、  
辻内 郁代 委員(中戸)  
樋口 富美 委員(寺戸)  
岡崎 裕二 委員(脇川)  
です。委員の皆さまの活躍を祈念  
いたします。



# 令和6年度予算 主要施策の説明

|      |           |         |
|------|-----------|---------|
| 一般会計 | 19億       | 200万円   |
| 特別会計 | 3億6,523万円 | 3万円     |
| 一般会計 | 3億5,363万円 | 3万円     |
| 特別会計 | 26億       | 2,086万円 |
| 一般会計 | 26億       | 2,086万円 |

令和6年度当初予算は、私が村長就任後初の当初予算となり、既存の事業を見直し、私のマニフェストにもある「くろたき幸せプラン」の実現に向けて、改革、再構築、さらには、新たな施策を展開すべく、可能な限り積極的に決断し、引き継ぎ年度ともいうべき令和5年度やその前年度と比較して、拡張規模となる予算編成に臨みました。

**プラン1の『ひとに優しいむらづくり』**では、まず、通院タクシー利用助成にしまして、助成金の上限額を、1回あたり5,000円から7,000円へと引き上げ、昨今のタクシー運賃値上げによる自己負担額の増加を抑えることができますよう予

算を増額させていただきました。

猛威を振るっていましたが、新型コロナウイルス感染症に関しては、昨年の5月8日から感染症法上の位置づけが、2類相当から5類に緩和されました。これにより新型コロナウイルスの予防接種につきましては、インフルエンザと同様に定期接種となります。接種を希望される高齢者の方に1件あたり5,000円の補助を行い、2,000円の負担で新型コロナウイルスワクチンの予防接種を受けていただけるよう応分の予算を計上しました。

以前に株式会社黒滝森物語村で実施していました移動販売事業が休止し、再開を求める声を聞いております。昨年12月議会の議員一般質問にもお答えしましたとおり、私としてもお答えしましたとおり、私としても、地域の高齢者等が、またでいう「買い物難民」といわれることなく、買い物支援、ひいては安否確認、見守りに繋げていくことも思い、所要の経費として約760万円を計上いたしました。

また、県補助金を活用し、寺戸公衆トイレのバリアフリー化を施して高齢者の方や障がいをお持ちの方にも安心して利用してもらえますよう、応分の改修工事費を計上いたしております。

円を予算計上いたしました。体制的には、あと2名程度の募集も是とし、良い人材が確保できそうな場合には、補正予算で対応したいと思っております。

継続事業としては、混交林誘導整備事業委託料2,000万円、美しい森林づくり基盤整備事業補助金約2,170万円、林道吉野山鳥住線開設工事2,200万円など、先人が築いてくれた黒滝郷の持続可能な林業に係る機関とともに取り組んでまいります。

観光振興関係につきましては、道の駅のキュービクル更新に係る事業費1,300万円、森物語村に設置してあるキュービクル更新に係る設計費529万円、他にも黒滝の湯浴室改修工事に係る設計費、道の駅ウッドデッキ改修費、観光施設修繕費等も予算計上しております。

黒滝村地域活性化センター（旧南都銀行）の活用につきましてでも引き続き募集を行い、選定審査会による公正な審査のもと、最適な団体に運営を委ね、地域の活性化に向けての新たな起爆剤となることを大いに期待します。

**プラン4の『明るく笑顔いっぱい  
の地域づくり、公正で活気のある村  
組織の構築』**につきましては、農業の振興、文化作品の創作、健康増進

改修のための経費も予算計上し、文化レベルの向上、くつろぎの場、こどもの学習スペース、さらには不登校児や生徒への居場所が提供できまよう配慮してまいります。

診療所に設置していますX線撮影装置は、設置から10年が経過することから、映像処理装置と合わせて更新するため、785万円を予算計上いたしました。

**プラン2の『安心・安全な環境で、  
生業・生活しやすいむらづくり』**におきましては、村民生活や地域社会の経済活動を支える道路網である、県道赤滝五條線の道路拡幅に向け、今後も奈良県による早期取組みに感謝しつつ、用地交渉等村として協力すべき行動も同様に推進し、一日も早い実現をめざしてまいります。

昨年度に、こもれびホール前に架かりました丹地橋の早期供用開始に向け、周辺道路改良工事費500万円を予算計上いたしました。

県道赤滝五條線の道路拡幅に伴い、かねてより設計に取り組んでおりました単身者向けの集合住宅の建設に向けて、本年度に地域優良賃貸住宅整備事業費として、9,582万円を計上いたしました。これにより、若者等の定住促進に大きく寄与できるものと、大いに期待しております。

施、支援をしてまいります。ただいま説明申し上げた以外にも、国が統一化・基準化する基幹業務システムへの改修、一部電子決済化を行うなど、行政のデジタル化を推進するための予算とともに、庁舎修繕計画作成費や空調設備の更新、公共施設点検調査費など、庁舎等公共施設の適正管理・監修のための経費も計上し、将来的展望にも備えていく所存であります。

一方、これらの予算を執行するための原資となる歳入予算につきましてもご説明申し上げました通り、昨年度より約1,000万円の増額を見込んでいます。本村の主要財源であります地方交付税は、普通交付税が前年度より2,100万円増額の7億3,100万円、特別交付税は1,100万円減額の1億7,900万円を見込み、合わせて9億1,000万円を計上いたしました。

あふれる緑のふるさと寄附金は、昨年度の実績見込みを踏まえ300万円増の1,800万円を見込んでいます。繰入金につきましては、財源不足分を財政調整基金から約1億5,409万円、地域デジタル推進基金1億3,400万円、ふるさと応援

生活環境関連では、引き続き簡易水道改良工事費1億3,458万円を、浄化槽設置工事では例年計上分と先ほどふれた集合住宅分を合わせて1,000万円計上いたしております。

また、以前から私の腹案でもありました、デイサービスセンターと国民健康保険診療所自家発電設備を設置するための経費、7,230万円を予算計上し、停電時のデイサービスや災害時による福祉避難所として、診療所においても同様に、安心・安全な環境を整えてまいります。

教育施設におきましても、こども園、小・中学校の防犯対策設備を整え、安心・安全な学び舎で、健全な保育、育みに資するよう努めてまいります。

**プラン3の『持続可能な林業・  
工業業の振興』**につきましては、森林環境譲与税を財源とした事業費3,427万円を予算計上いたしております。昨年と比較しますと約1,000万円の増額となっており、安易に基金に積むことなく、できる限りその年度で事業化したいと考えております。

森林整備に係る地域おこし協力隊員は、令和5年度末で1名になりますので、本年度も引き続き隊員を募集することとし、1名分400万

基金繰入金2,000万円などを繰り入れ、財源の確保を行いました。村債につきましては、主だった事業として自家発電設備7,230万円、地域優良賃貸住宅整備事業4,170万円、農林トレーニングセンター屋根改修4,520万円をはじめ、国・県補助事業費、ソフト対策費などに充てるべく起債額を計上いたしました。

なお、これらの起債は交付税算入率が有利な辺地債及び過疎債、緊急防災・減災事業債などを充てることとしていきます。総じて、現時点における財政状況は、概ね安定しており、先にも述べましたとおり積極的な予算編成に臨みましたが、財源には簡易水道事業の長期改修工事等による多額の起債借入れを行う計画ですので、今後におきましては実質公債費比率が約10%近くになることも予想され、中・長期な財政計画のもと、最適化をめぐした行財政改革に取り組んでいかなくてはならないことも申し添えます。

**黒滝村長 植田 忠二郎**



# 一般会計 歳出

予算の使い道 令和6年度の主な事業

## ●総務費 4億4,653万円 (47.0%)

全体的な管理事務や企画、戸籍、住民基本台帳、選挙、統計調査、村有財産の管理など幅広い経費

- ・役場庁舎 空調設備リース料 128万円
- ・役場庁舎 修繕計画作成 138万円
- ・業務のデジタル化事業 1億4,420万円
- ・ふれあいバス運行事業 921万円
- ・ふるさと納税関連経費 1,002万円
- ・起業支援補助金 200万円
- ・空き家対策事業 245万円

## ●衛生費 1億9,363万円 (▲11.1%)

住民が健康で良好な生活を送るための経費で、住民の健康管理や病気の予防対策、ごみの処理、し尿の収集処理・管理に係る経費

- ・コロナウイルスワクチン接種助成金 111万円
- ・寺戸公衆トイレ 改修工事 1,263万円
- ・さくら広域環境衛生組合負担金 1,282万円

## ●教育費 2億7,442万円 (40.2%)

教育委員会事務局、こども園、小・中学校、人権教育、社会教育、保健体育、給食センター等にかかる経費

- ・語学留学補助金 778万円
- ・高等学校自宅通学者補助金 173万円
- ・小中学校・こども園防犯対策設備設置工事 589万円
- ・わかすぎふれあいセンター図書室改修事業 400万円
- ・農林トレーニングセンター屋根改修工事 4,524万円
- ・ふれあい運動場防護柵改修工事 450万円

## ●民生費 2億7,170万円 (0.8%)

住民の安定した社会生活を保障するための経費で、人権啓発予算、福祉関連予算などが含まれます

- ・デイサービスセンター・国保診療所 自家発電設備設置工事 7,230万円
- ・社会福祉協議会負担金 1,500万円
- ・通院タクシー利用助成金 245万円
- ・黒滝村児童養育手当 42万円

## ●農林水産費 1億8,568万円 (26.3%)

農業や林業、水産業の振興に益する経費

- ・特産農林産物生産奨励費補助金 51万円
- ・美しい森林づくり基盤整備事業 2,167万円
- ・混交林誘導整備事業 2,000万円
- ・森林地番図作成業務 800万円
- ・安全対策機器導入促進事業 100万円
- ・森林整備地域活動支援交付金 850万円
- ・奈良県フォレスト事業 917万円
- ・地域おこし協力隊事業 1,339万円
- ・治山工事(脇川) 850万円
- ・林道吉野山鳥住線開設工事 2,200万円

## ●公債費 1億4,956万円 (11.8%)

村の借金の返済金で、借入にかかる利子も含まれます。

## ●土木費 1億9,725万円 (67.9%)

道路や河川、住環境の整備にかかる経費

- ・橋梁点検 2,800万円
- ・粟飯谷・清水トンネル 照明LED化工事(設計) 1,100万円
- ・村道修繕工事 1,750万円
- ・集合住宅建設工事 9,582万円
- ・急傾斜地崩壊対策事業(粟飯谷) 70万円

## ●消防費 8,092万円 (▲0.9%)

消防や水害、地震などのあらゆる災害に対する経費

- ・県広域消防組合負担金 4,355万円
- ・消防車両更新 660万円
- ・防災無線設備 撤去工事 260万円
- ・Jアラート設備更新 500万円

## ●商工費 6,368万円 (52.1%)

地場産業の振興や観光振興に使われる経費

- ・買物支援事業(移動販売) 762万円
- ・道の駅 電源設備更新 1,300万円
- ・黒滝・森物語村 電源設備更新(設計) 529万円
- ・黒滝の湯 防水工事(設計) 102万円
- ・旧役場庁舎 改修工事(設計) 229万円

## ●議会費 3,308万円 (0.1%)

議会議員の報酬や議会を運営していくための経費

## ●その他 555万円 (▲0.5%)

- ・労働費 252万円
- ・災害復旧費 2万円
- ・諸支出金 1万円
- ・予備費 300万円

## ●他の会計

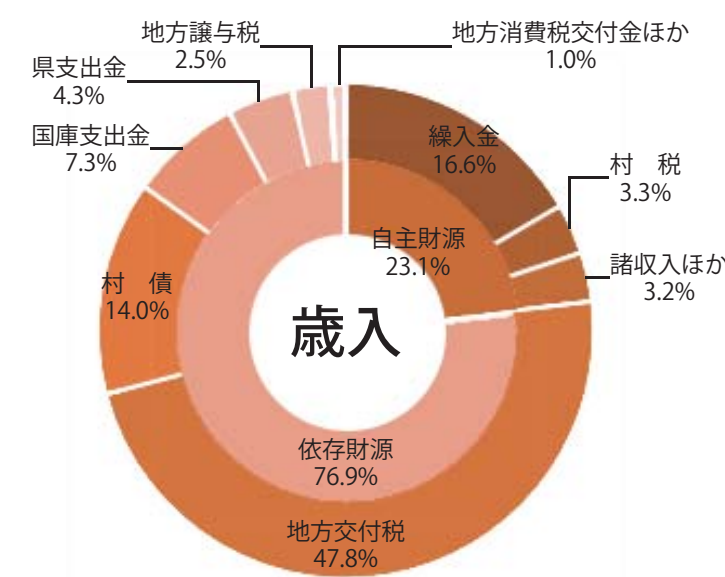
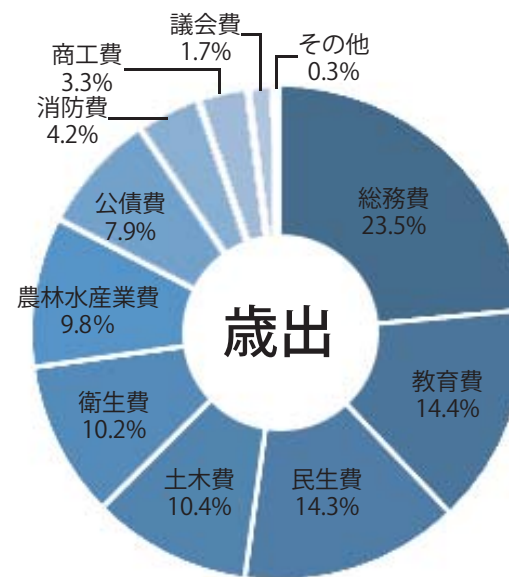
- ・診療所 X線撮影装置 画像診断システム更新 785万円
- ・簡易水道改良工事 1億5,493万円

予算の詳細は村のホームページに掲載しております。

# 一般会計

# 19億200万円

# 令和6年度 予算



| 会計区分     | 本年度予算      | 前年度比   |
|----------|------------|--------|
| ▼一般会計    | 19億200万円   | 29.1%  |
| ▼特別会計    | 3億6,523万円  | ▲43.9% |
| 国民健康保険事業 | 1億9,728万円  | ▲1.5%  |
| ○事業勘定    | 1億1,599万円  | ▲1.6%  |
| ○診療施設勘定  | 8,129万円    | ▲1.5%  |
| 介護保険     | 1億4,767万円  | ▲5.0%  |
| 後期高齢者医療  | 2,028万円    | 7.2%   |
| ▼公営企業会計  | 3億5,363万円  | —      |
| 簡易水道事業   | 2億7,239万円  | —      |
| 下水道事業    | 8,124万円    | —      |
| 全会計合計    | 26億2,086万円 | 23.4%  |

### 用語解説

一般会計…村の運営にかかる基本的な経費を計上した会計

特別会計…特定の事業を行うために、一般会計の歳入歳出と区別して経理する会計

自主財源…村税や使用料及び手数料など村が自ら確保できる財源

依存財源…国や県から交付されるお金や借金からなる財源

## 一般会計 歳入

### 依存財源 14億6,317万円

- 地方交付税 9億1,000万円 (1.1%)  
自治体間の財源の均衡を図るために交付されるお金
- 村債 2億6,580万円 (124.9%)  
事業を行うために銀行などから借りるお金
- 国庫支出金 1億3,872万円 (12.1%)  
特定の事業を行うための国からの交付金
- 県支出金 8,264万円 (24.5%)  
特定の事業を行うための県からの交付金
- 地方譲与税 4,724万円 (124.9%)  
国税として徴収され一律的に譲与されるお金
- その他 1,877万円 (2.5%)  
地方消費税交付金・環境性能割交付金など

### 自主財源 4億3,883万円

- 線入金 3億1,631万円 (296.9%)  
基金(村の貯金)の取り崩しなど ※括弧内は前年度比
- 村税 6,248万円 (3.6%)  
村民税や固定資産税など
- 諸収入 2,403万円 (▲31.2%)  
預金利子など
- 寄付金 1,514万円 (19.8%)  
ふるさと納税や住民からの寄付など
- 使用料及び手数料 1,232万円 (▲3.8%)  
施設使用料・住民票の手数料など
- その他 728万円 (▲17.3%)  
分担金及び負担金・財産収入・繰越金



## 黒滝小学校卒業式・黒滝中学校卒業式・黒滝こども園卒園式

3月14日に中学校、3月19日にこども園、3月21日に小学校で卒園・卒業式が行われました。今年、中学校3名、こども園6名、小学校2名の方が卒園・卒業されました。皆さまのこれからの更なる活躍を期待しています。



黒滝中学校  
卒業証書授与式



黒滝こども園  
修了証書授与式



黒滝小学校  
卒業証書授与式



## 第19回

### 市町村対抗子ども駅伝大会

3月2日（土）、第19回市町村対抗子ども駅伝大会が榎原運動公園で開催されました。

県内市町村38チームが出場し、黒滝村からは黒滝小学校の4年生3名と5年生1名のチームがオープン参加で、4区間（約6.5km）を走りました。

当日は、肌寒い中でのレースになりましたが、子どもたちは周囲と競い合いながらも自分のペースを保ち、練習の成果を十分に発揮することができました。



## 黒滝中学校 ボランティア活動（花の奇贈）



3月1日（金）、黒滝中学校の生徒の皆さんからボランティア活動として、花を寄贈していただきました。

いただいた花は、生徒の皆さんが毎日欠かさず水をやり、丹精込めて育てられています。役場入口に飾っていますので是非ご覧ください。

令和6年度能登半島地震の義援金募集について  
3月11日時点の募金総額  
108万8,608円  
※3月29日（金）に募集を締め切りました。  
ご協力ありがとうございました。  
◆お問合せ先 保健福祉課  
黒滝村社会福祉協議会

## 奈良県立大学生との活動事例報告

奈良県立大学と村との域学連携事業として、地域創造学部の学生が黒滝村公式インスタグラムフォトコンテストを提案し、チラシ等協同して実施しました。審査は地域の有識者により構成される審査委員会において厳正な審査を行い、入賞作品を決定いたしました。

◆お問合せ先 企画政策課





# お知らせ

## 軽自動車税の減免

運転者が身体障がい者等である場合や、身体障がい者等のために生計同一者が軽自動車を運転する場合の税金については、身体障害者手帳等に記載の障がい程度により減免が受けられます。

◆申請期間 4月23日(火)まで  
◆必要な書類

- ①軽自動車税減免申請書(窓口で記載)
- ②自動車検査証
- ③身体障害者手帳等
- ④運転される方の運転免許証
- ⑤納税通知書または納付書
- ⑥車内の写真

(車内の構造が専ら身体障がい者等の利用に供するため軽自動車の場合)

◆お問合せ先 住民生活課

### ◆開催日

- 4月 5日12日19日26日
- 5月 10日17日24日31日

◆開催時間 14時～16時

### ◆開催場所

吉野税務署 (2F大会議室)  
吉野町丹治200番1

◆定員 15名(要予約)

### ◆説明内容

●制度解説用動画の上映 (約30分)

- ・定額減税制度の概要
  - ・具体的な事務手続の説明
- 質疑応答  
※途中退席していただいても構いません。

### ◆申込方法

参加をご希望される方は、国税庁LINEアカウントから事前予約をお願いいたします。

### ◆お問合せ先

吉野税務署 法人課税部門  
0746・32・3385  
(代表)

※自動音声流れましたら、音声案内に従って、『2』番を選択してください。

## 黒滝村地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定しました

このたび、地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画を策定しました。

温室効果ガスの排出量の削減の取組としては、庁舎をはじめとする公共施設での省エネルギー対策、環境配慮型の施設整備や再生可能エネルギー電力の調達などで、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化のための取組としては、森林吸収源対策(村有林における間伐等)が挙げられます。

詳しくは黒滝村ホームページに掲載していますのでご覧ください。

◆お問合せ 住民生活課

### 黒滝村修学奨励金貸与制度のお知らせ

修学の奨励と教育の機会均等を図ることを目的に、学校教育法で定める高等学校以上の学校

に就学する生徒及び学生の方に対して、修学奨励金の貸与を行います。

【貸与金額】(1名あたり)  
高等学校に在学する方  
月額25,000円以内  
大学等に在学する方  
月額35,000円以内

対象者の要件や申請手続き等、詳しくは左記までお問い合わせください。

◆お問合せ 教育委員会事務局

### 無料法律相談所開設

奈良弁護士会中南和法律相談センターによる無料法律相談所が開設されます。

相談は電話による事前予約制で、お一人(組)あたり30分の範囲で、計6人(組)の方まで受け付けが可能です。是非ご利用下さい。

◎日時 4月19日(金)  
午後1時～4時

◎場所 黒滝村役場  
1階会議室

◎事前予約連絡先

奈良弁護士会

中南和法律相談センター係

☎0742・22・2035

◎予約受付時間

4月5日(金)～4月18日(木)

午前9時30分～午後5時

(土・日は休み)

※相談日当日の予約はできません。

◆お問合せ先 総務課

### 定額減税説明会(源泉所得税関係)

のご案内

「令和6年度税制改正の大綱」(令和5年12月22日閣議決定)に令和6年分の所得税について定額減税を実施することが盛り込まれました。

今後、関係する税制改正案が成立し、施行された場合には、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等につき源泉徴収を行う際から定額減税を行うこととなりますので、事業者(給与支払者)の方を対象とした説明会を以下の日程で開催致します。

◆その他参考情報  
国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」には、各種パンフレットやQ&Aを掲載しておりますので、是非ご確認ください。



特設サイト



国税庁LINE

## 教えて!ごみの分別 Q&A

| Q                              | A   |
|--------------------------------|---|
| ソーラー式ライトは何ごみになりますか?            | 不燃ごみで出してください。   |
| 発泡スチロールは割って出しても大丈夫ですか?         | 割って出す場合や、汚れたものを出す場合は可燃ごみで出してください。   |
| チャッカマンは何ごみになりますか?              | ライターと同じく不燃ごみで出してください。   |
| プラマークのあるものは全て容器包装プラスチックになりますか? | 汚れが残っているもの、汚れがとれないもの、洗えないものは資源化できません。特にお菓子や調味料の小袋、洗剤などの洗えない袋は可燃ごみで出してください。  |
| 有害ごみの取り残しがありました。               | 申し訳ありません。有害ごみは指定のごみ袋ではなく、また少量の場合は収集車から確認できず、見落としがあったと思われます。今後そのような時は役場にご連絡いただければ回収に伺います。若しくは不燃ごみを出す際に一緒に出していただくと幸いです。 |

### お願い

家庭でのごみを敷地内で焼却していることによるご近所からの苦情があります。生ごみ・紙類・ビニールなどを燃やすことは禁止されています。ごみは分別のうえ指定の収集日に出していただきますようお願いいたします。

◆お問合せ先 住民生活課

## 介護保険の令和6年～8年度保険料率改定のお知らせ

○第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定に伴い保険料率が見直されます。介護保険料は、基準額をもとに、本人や世帯の所得状況に応じて段階的に決められています。所得段階が、第9段階から13段階に変更になります。

$$\frac{\text{基準額 (年額)} \times \text{介護保険の給付に係る費用総額}}{\text{72,000円} \times \text{65歳以上の人の負担分 (23\%)}} \times \text{本村の65歳以上の人数}$$

### ◆第9期介護保険事業計画における介護保険料額

| 所得段階  | 対象者  | 基準額に対する割合 | 年額       |
|-------|--|-----------|----------|
| 第1段階  | 生活保護被保護者   | 基準額×0.285 | 20,520円  |
|       | 世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者<br>世帯全員が住民税非課税で、本人年金収入等が80万円以下の人 |           |          |
| 第2段階  | 世帯全員が住民税非課税で、本人年金収入等が80万円超120万円以下の人                    | 基準額×0.485 | 34,920円  |
| 第3段階  | 世帯全員が住民税非課税で、本人年金収入等が120万円超の人                          | 基準額×0.685 | 49,320円  |
| 第4段階  | 本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円以下の人                  | 基準額×0.9   | 64,800円  |
| 第5段階  | 本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円超の人                   | 基準額×1     | 72,000円  |
| 第6段階  | 住民税課税かつ合計所得金額120万円未満の人                                 | 基準額×1.2   | 86,400円  |
| 第7段階  | 住民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満の人                          | 基準額×1.3   | 93,600円  |
| 第8段階  | 住民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満の人                          | 基準額×1.5   | 108,000円 |
| 第9段階  | 住民税課税かつ合計所得金額320万円以上420万円未満の人                          | 基準額×1.7   | 122,400円 |
| 第10段階 | 住民税課税かつ合計所得金額420万円以上520万円未満の人                          | 基準額×1.9   | 136,800円 |
| 第11段階 | 住民税課税かつ合計所得金額520万円以上620万円未満の人                          | 基準額×2.1   | 151,200円 |
| 第12段階 | 住民税課税かつ合計所得金額620万円以上720万円未満の人                          | 基準額×2.3   | 165,600円 |
| 第13段階 | 住民税課税かつ合計所得金額720万円以上の人                                 | 基準額×2.4   | 172,800円 |

【参考】 第8期介護保険料基準額（年額）78,000円であり、前期より約9%減額となっています。

◆お問合せ先 保健福祉課

## 奈良県警察安全・安心アプリ「ナポリス」運用開始

3月1日に皆さんの暮らしの安全・安心を守る奈良県警察公式アプリが誕生しました。

- ◆主な機能
  - ・お知らせ機能：身近な犯罪
  - ・不審者情報等がプッシュ通知で届く
  - ・マップ機能：身近な犯罪
  - ・不審者情報等をマップで確認
  - ・防犯ブザー&ちかん対策機能：警告画面と音で犯人を撃退
  - ・今ココ通知機能：お子様やご家族の現在地を確認
  - ・パトロール機能：見守りパトロール活動の状況を確認、活動内容でポイントがもらえる
- ◆アプリの登録
  - ・その他にも数多くの便利な機能を搭載しています。
  - ・下記二次元コードからインストールしてください。
- ◆お問合せ先
  - 奈良県警察本部 生活安全企画課 (0742-23-0110)



## 入札結果

入札日 令和6年2月20日

| 工事名                          | 落札者の氏名                 | 落札金額<br>(消費税込) | 期間 (完了日)   |
|------------------------------|------------------------|----------------|------------|
| 黒滝村寺戸地区移住定住促進住宅新築工事 (債務負担行為) | 株式会社 渋谷<br>代表取締役 渋谷 守浩 | 84,601,000円    | 令和6年12月27日 |

◆お問合せ先 総務課

明日香養護学校 教育相談・学校見学会・第1回体験学習のご案内

保護者、担任  
病弱教育対象の中学3年生とその保護者、担任

奈良県立大淀養護学校  
保護者説明会・体験学習のご案内

\*対象は知的障害のある小学6年生とその保護者、小学校の教員ほか  
6月10日(月)～7月1日(月)  
午前10時半～12時

◆日時 事前にお電話でお申し込みください。相談日はご希望により調整させていただきます。(土・日・祝日は除く)

◆日時 肢体不自由教育部門  
小学部 6月12日(水)  
13時20分～16時  
中学部 6月19日(水)  
13時20分～16時  
高等部 6月26日(水)  
13時20分～16時  
病弱教育部門  
高等部 6月26日(水)  
13時20分～16時

本校では、知的障害のある幼児の保護者や、児童と保護者に対して、本校教育についての理解と認識を深めていただくために、説明会を次のとおり行います。

◆教育相談  
お子様の日常生活指導・教科指導等特別支援教育についての相談等がありましたら、ご利用ください。事前にお申込みが必要です。日程や時間を調整させていただきます。

◆内容 ○肢体不自由を有する幼児児童生徒の就学や在宅訪問教育について、及び病弱教育対象の生徒の進学に関する相談について  
○学校生活上の指導・支援について

◆お問合せ、お申込み先  
奈良県立明日香養護学校  
高市郡明日香村川原410  
☎0744-54-3380  
(担当 教育支援部 辻)

【小学部】  
\*対象は令和7年4月に小学生となる知的障害のある幼児の保護者  
〔就学説明会〕  
5月1日(水)  
午前10時～11時半  
5月7日(火)  
午前10時～11時半

◆お問合せ先  
奈良県立大淀養護学校  
吉野郡大淀町下淵414-1  
☎0747-52-7655  
Mail:yodoyougo@nps.ed.jp  
【ホームページ掲載先】奈良県立大淀養護学校(保護者・地域の方へ)

◆日時 5月の末に日を設定して行います。  
(詳細は決まり次第ホームページに掲載します。)

◆内容 本校(病弱教育部門・肢体不自由教育部門)の概要説明、また児童生徒が授業を受けている様子を見学していただきます。

【中学部】  
〔第1回体験学習〕  
5月14日(火)～12月11日(水)  
午前10時～11時半

◆お納期  
4月30日(火)  
軽自動車税  
忘れずに納付しましょう!

◆対象 肢体不自由を有する年長児、小学6年生、中学3年生とその保護者

◆対象 肢体不自由を有する年長児、小学6年生、中学3年生とその保護者

◆対象は令和7年4月に小学生となる知的障害のある幼児とその保護者  
\*対象は令和8年4月に小学生となる知的障害のある幼児とその保護者  
〔就学相談(個別体験学習)〕  
5月14日(火)～12月11日(水)  
午前10時～11時半

◆お納期  
4月30日(火)  
軽自動車税  
忘れずに納付しましょう!



健（検）診を受けて、自分の健康状態を知る機会を持ちましょう！

## 令和6年度 健（検）診の予定

集団健（検）診は10月3日（木）予定

| 20歳   | 40歳  | 50歳 | 65歳                              | 75歳 |
|---|--|-----|----------------------------------|-----|
|   | 国民健康保険課入社の特定健診   |     | 後期高齢者健診                          |     |
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●医療機関にて、受診券到着後（5月下旬送付予定）から令和7年1月31日まで受けられます。</li> <li>●村の集団検診にて受けられます。</li> </ul> |     |                                  |     |
|   | 国民健康保険加入者の人間ドック助成  |     |                                  |     |
|   | ●南奈良総合医療センターにて受けられます。  |     |                                  |     |
| 集団検診は、8月中旬に対象者へ申込案内を送付します。                    |  |     |                                  |     |
|   | 肺がん検診  |     | 肺がん検診および結核検診                     |     |
|   | 胃がん検診・大腸がん検診・乳がん検診（女性）・肝炎ウイルス検査  |     |                                  |     |
| 子宮がん検診（女性）                                    |  |     |                                  |     |
| 個別検診の詳細については、広報6月号に掲載予定です。受診期間は令和6年7月～令和7年3月末 |  |     |                                  |     |
|   | 胃がん検診（バリウム）・乳がん検診（女性）  |     |                                  |     |
|   | 胃がん検診（胃カメラ）  |     |                                  |     |
| 子宮がん検診（女性）                                    |  |     |                                  |     |
|   | 歯周疾患検診   |     | お口の検診                            |     |
|   | ●村歯科診療所にて、6月（5月下旬送付予定）～令和7年3月31日まで受けられます。  |     |                                  |     |
|   | ●歯周疾患検診は集団検診にて受けられます。  |     | 75歳・80歳・85歳・90歳の方は後期高齢者広域連合指定日まで |     |

健康づくりのためにできることから  
今より少しでも多く身体を動かそう！

## こもれびクラブ

ミズノスポーツのインストラクターの指導を受けながら、楽しく基礎運動能力を身につけられます！

運動に慣れていない方も安心！ご自身の体力に合わせた運動プログラムを紹介してもらいます。



- ◆開館日 毎週月・水・木・金曜日、第3日曜日
- ◆利用時間 午前10時～正午、午後1時～4時
- ◆場所 こもれびホール（黒滝村大字寺戸396番地）
- ◆利用を希望される方は教育委員会事務局までご連絡ください。



## いきいき百歳体操ができる通いの場

| 大字     | いきいき百歳体操会場 | 開催日時            |
|--------|------------|-----------------|
| 長瀬     | 長瀬地区集会所    | 第2第4月曜日 10時～    |
| 御吉野・堂原 | お食事処 あきちゃん | 月2回 火曜日 14時～    |
| 中戸     | 中戸自治会館     | 第1第3水曜日 13時20分～ |
| 赤滝     | 赤滝・上平地区集会所 | 月曜日 10時～        |
| 脇川     | 脇川地区集会所    | 木曜日 11時～        |
| 槇尾     | 槇尾地域防災拠点施設 | 火曜日 9時30分～      |
| 鳥住     | 鳥住地区集会所    | 第2第4木曜日 13時30分～ |
| 栗飯谷    | 栗飯谷地区集会所   | 木曜日 13時30分～     |



### 通院タクシー利用券（チケット）の助成金額について

高齢者等の皆様の通院費用負担を少しでも和らげるため、令和6年4月より、助成金額（村負担額）の上限を次のように変更します。

|          | 変更前    | 変更後    |
|----------|--------|--------|
| 助成金額の上限  | 5,000円 | 7,000円 |
| 自己負担額の下限 | 1,000円 | 1,000円 |

※ご乗車1回あたりの金額です。

◆お問合せ先 保健福祉課  
なお、令和6年度分のチケット（黄色）をまだ受け取られていない方はお早めにご申請ください。

### 元気ふれあい活動のポイント制度のご案内

取組期間

令和6年4月1日

～令和7年2月28日

住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らしていくためには、村民一人ひとりができることに取組、活動を広げていくとともに地区自治会・誠心会をはじめとする地域団体や地区活動、ボランティア活動などと連携・協力し合いながら、地域ぐるみの支え合いを進めていきたいと思います。

◆お問合せ先 保健福祉課  
令和6年4月1日現在、黒滝村に在住する60歳以上の方には、ポイント手帳を送付しますのでご活用ください。59歳以下の障害者手帳をお持ちの方で活用を希望する場合は、4月19日までに保健福祉課へご連絡ください。

### 令和6年度から国民健康保険税が改定されます

令和6年度から奈良県統一保険税率となることから、同じ所得・世帯構成であれば県内のどこに住んでも同じ保険料（税）水準となります。

◆お問合せ先 保健福祉課  
皆さまのご理解、ご協力を賜りますようお願い致します。



◆元気ふれあい活動ポイント手帳

令和6年度の保険税率

|                | 医療分     |         | 後期支援分  |         | 介護分     |         |
|----------------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|
|                | 改正前     | 改正後     | 改正前    | 改正後     | 改正前     | 改正後     |
| 平等割額（1世帯にかかる額） | 23,400円 | 20,000円 | 8,000円 | 8,400円  | -       | -       |
| 均等割額（1人にかかる額）  | 25,400円 | 27,600円 | 7,800円 | 11,500円 | 19,000円 | 16,900円 |
| 所得割額（所得額に対して）  | 7.70%   | 7.64%   | 2.70%  | 3.27%   | 2.60%   | 3.03%   |



(4) その他の手当

(令和5年4月1日現在)

| 手当名             | 内容及び支給単価   | 令和4年度<br>支給実績 | 支給職員<br>1人当たり<br>平均支給年額 |
|-----------------|--|---------------|-------------------------|
| 扶養手当            | 配偶者 6,500円<br>子 10,000円<br>父母等 6,500円<br>※満16歳から22歳の子1人につき5,000円加算   | 3,244千円       | 190,900円                |
| 住居手当            | 借家・・・月額12,000円を超える家賃を支払う職員に、家賃額に応じて上限額27,000円まで支給                    | 1,366千円       | 188,200円                |
| 通勤手当            | 交通機関利用者 1ヶ月あたり上限額55,000円まで支給   | 5,052千円       | 180,500円                |
|                 | 交通用具(自動車など)利用者 片道の使用距離に応じて2,000円(2km以上5km未満)から上限額31,600円(60km以上)まで支給 |               |                         |
| 管理職手当           | 課長級 30,000円<br>主幹級 25,000円<br>課長補佐級 20,000円                          | 4,198千円       | 323,000円                |
| 宿日直手当           | 1回4,000円   | 1,940千円       | 60,700円                 |
| 義務教育等<br>教員特別手当 | 給料月額100分の2(100円未満切捨)   | 361千円         | 72,200円                 |

※住居手当・管理職手当・宿日直手当は国と異なります。

5 特別職の報酬等の状況

(令和5年4月1日現在)

|     | 給料・報酬    | 期末手当                    | 退職手当                  |             |
|-----|----------|-------------------------|-----------------------|-------------|
|     |          |                         | 算定方式                  | 1期の手当額      |
| 村長  | 500,000円 | 3.30月分<br>令和4年度<br>支給割合 | 500,000円×520/100×勤続年数 | 10,400,000円 |
| 副村長 | 460,000円 |                         | 460,000円×330/100×勤続年数 | 6,072,000円  |
| 教育長 | 420,000円 |                         | 420,000円×240/100×勤続年数 | 3,024,000円  |
| 議長  | 240,000円 | 3.05月分<br>令和4年度<br>支給割合 |                       |             |
| 副議長 | 180,000円 |                         |                       |             |
| 議員  | 170,000円 |                         |                       |             |

※退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(村長、副村長は4年=48ヶ月、教育長は3年=36ヶ月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況

| 部門     | 区分     | 職員数(人) |    | 前年比 | 増減理由 |
|--------|--------|--------|----|-----|------|
|        |        | 4年     | 5年 |     |      |
| 普通会計部門 | 一般行政部門 | 議会     | 1  | 1   | 0    |
|        |        | 総務     | 11 | 11  | 0    |
|        |        | 税務     | 3  | 3   | 0    |
|        |        | 民生     | 2  | 2   | 0    |
|        |        | 衛生     | 4  | 4   | 0    |
|        |        | 農水     | 1  | 1   | 0    |
|        |        | 商工     | 0  | 0   | 0    |
|        |        | 土木     | 3  | 3   | 0    |
|        | 計      | 25     | 25 | 0   |      |
|        | 教育部門   | 11     | 11 | 0   |      |
| 消防部門   | 0      | 0      | 0  |     |      |
| 小計     | 36     | 36     | 0  |     |      |
| 公営企業等  | 病院     | 3      | 3  | 0   |      |
|        | 水道     | 1      | 1  | 0   |      |
|        | 下水道    | 1      | 1  | 0   |      |
|        | その他    | 2      | 2  | 0   |      |
|        | 小計     | 7      | 7  | 0   |      |
| 合計     |        | 43     | 43 | 0   |      |

※職員数は一般職に属する職員数です。  
※〔 〕内は、条例定数の合計です。

村職員の  
給与・職員数等を  
公表します

黒滝村職員の給与・定数管理等の状況を知っていただくために、その概要を公表します。

1 総括

(1) 人件費(令和4年度普通会計決算)

| 住民基本<br>台帳人口 | 歳出額<br>A        | 実質収支          | 人件費<br>B      | 人件費率<br>B/A |
|--------------|-----------------|---------------|---------------|-------------|
| 625人         | 千円<br>1,743,113 | 千円<br>103,092 | 千円<br>367,055 | %<br>21.06  |

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費(令和4年度普通会計決算)

| 職員数<br>A | 給与費           |              |              |               | 1人当たり<br>給与費<br>B/A |
|----------|---------------|--------------|--------------|---------------|---------------------|
|          | 給料            | 職員手当         | 期末・<br>勤勉手当  | 計 B           |                     |
| 36人      | 千円<br>127,157 | 千円<br>20,184 | 千円<br>44,225 | 千円<br>191,566 | 千円<br>5,322         |

※職員手当には退職手当は含みません。  
※職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数(各年4月1日現在)

|       |      |  |
|-------|------|--|
| 令和4年度 | 95.9 | ※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。 |
| 令和5年度 | 91.7 |  |

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額

(令和5年4月1日現在)

| 区分  | 一般行政職        |              |          | 技能労働職        |              |          |
|-----|--------------|--------------|----------|--------------|--------------|----------|
|     | 平均給料<br>月額   | 平均給与<br>月額   | 平均<br>年齢 | 平均給料<br>月額   | 平均給与<br>月額   | 平均<br>年齢 |
| 黒滝村 | 円<br>302,800 | 円<br>405,800 | 43.2歳    | 円<br>275,800 | 円<br>333,900 | 53.6歳    |

※平均給料月額：令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
※平均給与月額：給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(2) 職員の初任給

(令和5年4月1日現在)

| 区分  | 一般行政職        |              | 技能労働職        | 教育職          |              |
|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|     | 大学卒          | 高校卒          | 高校卒          | 大学卒          | 短大卒          |
| 黒滝村 | 円<br>185,200 | 円<br>154,600 | 円<br>151,900 | 円<br>207,400 | 円<br>184,400 |
| 国   | 円<br>185,200 | 円<br>154,600 |              |              |              |

(3) 職員経験年数別・学歴別平均給料月額

(令和5年4月1日現在)

| 区分                | 一般行政職    |          | 技能労働職    |
|-------------------|----------|----------|----------|
|                   | 大学卒      | 高校卒      | 高校卒      |
| 経験年数<br>15年～20年未満 | —        | —        | —        |
| 経験年数<br>20年～25年未満 | 332,500円 | 311,900円 | 269,400円 |
| 経験年数<br>25年～30年未満 | 349,000円 | 324,800円 | 295,100円 |

3 一般行政職の級別職員数

(令和5年4月1日現在)

| 区分 | 標準的な<br>職務内容 | 職員数 | 構成比    | 1号給の<br>給料月額 | 最高号給の<br>給料月額 |
|----|--------------|-----|--------|--------------|---------------|
| 1級 | 主事・主事補       | 5人  | 19.23% | 150,100円     | 247,600円      |
| 2級 | 主事           | 4人  | 15.38% | 198,500円     | 304,200円      |
| 3級 | 課長補佐・係長      | 8人  | 26.93% | 234,400円     | 350,000円      |
| 4級 | 課長・課長補佐      | 4人  | 15.38% | 266,000円     | 381,000円      |
| 5級 | 参事・課長        | 5人  | 19.23% | 290,700円     | 393,000円      |

※黒滝村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

令和4年度

| 区分         | 黒滝村              | 国   |
|------------|------------------|---|
| 1人当たり平均支給額 | 1,266千円          | —   |
| 支給割合       | 期末手当<br>(1.35月分) | 2.35月分<br>(1.35月分)                                  |
|            | 勤勉手当<br>(0.95月分) | 2.0月分<br>(0.95月分)                                   |
| 加算措置       | 無し               | 職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>役職加算 5%～20%<br>管理職加算 10%～25% |

※( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当

(令和5年4月1日現在)

|                   | 黒滝村                       |            |
|-------------------|---------------------------|------------|
|                   | 自己都合                      | 勤奨・定年      |
| 支給率<br>(国と同じ)     | 勤続20年                     | 19.66950月分 |
|                   | 勤続25年                     | 28.03950月分 |
|                   | 勤続35年                     | 39.75750月分 |
|                   | 最高限度額                     | 47.70900月分 |
| その他加算措置<br>(国と同じ) | 定年前早期退職特例措置<br>(2%～45%加算) |            |
| 1人当たり平均支給額        | 10,978千円                  |            |

※退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度及び令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 時間外勤務手当

|                 | 令和4年度決算 | 令和3年度決算 |
|-----------------|---------|---------|
| 支給実績            | 3,632千円 | 2,875千円 |
| 一人当たり<br>平均支給年額 | 227千円   | 222千円   |

(2) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

| 年度           | 一般<br>行政 | 教育 | 普通<br>会計計 | 公営企業<br>等会計計 | 総合計 |
|--------------|----------|----|-----------|--------------|-----|
| 平成30年        | 26       | 9  | 35        | 6            | 41  |
| 平成31年        | 28       | 8  | 36        | 6            | 42  |
| 令和2年         | 27       | 9  | 36        | 6            | 42  |
| 令和3年         | 26       | 11 | 37        | 6            | 43  |
| 令和4年         | 25       | 11 | 36        | 7            | 43  |
| 令和5年         | 25       | 11 | 36        | 7            | 43  |
| 過去5年<br>間の増減 | ▲1       | 2  | 1         | 1            | 2   |

※各年における定数管理調査において報告した部門別職員数。

◆お問合せ先 総務課会計室



## 自衛官募集のお知らせ



### 予備自衛官補（一般）

#### ◆応募資格

18歳以上52歳未満  
※令和6年7月1日現在

#### ◆受付締切

令和6年4月11日（木）まで

#### ◆試験

筆記試験  
令和6年4月8日～12日のいずれか1日  
（WEB試験）  
口述試験（個別面接）、身体検査  
令和6年4月13日（土）

### 自衛隊職業説明会のご案内

#### ◆日時

令和6年4月22日（月）  
午前10時～午後4時

#### ◆場所

ハローワーク下市  
〒638-0041  
奈良県吉野郡下市町下市2771-1

#### ◆説明会のお問合せ先

ハローワーク下市  
☎0747-52-3867

◆お問合せ先 自衛隊奈良地方協力本部五條地域事務所  
☎0747-22-3789

## 診療所よりお知らせ

4月1日より診療所医師が変わります。

令和4年度から本診療所所長として勤務されました渋谷篤志医師が3月末で医師派遣任期2年を終えられ離任されました。村民の健康保持にご尽力いただき、2年間本当にありがとうございました。

なお、広報3月号でもお知らせしましたが、4月からはグループ診療（複数の医師がチームで行う診療）での医師派遣となり、下表のとおり曜日により3名の医師に診療いただくことになります。

これからのご活躍を期待しております。

### 令和6年4月1日（月）から

|     | 月曜日                      | 火曜日              | 水曜日 | 木曜日               | 金曜日 |
|-----|--------------------------|------------------|-----|-------------------|-----|
| 医師名 | なかやま すずむ<br>中山 進         | あずま しろうご<br>東 省吾 | 休診  | まつもと ちあき<br>松本 千晃 |     |
| 派遣元 | 南和広域医療企業団<br>南奈良総合医療センター |                  |     | 奈良県<br>五條病院       |     |
| 診療科 | 総合診療科                    | 総合診療科            |     | 救急科専攻             |     |

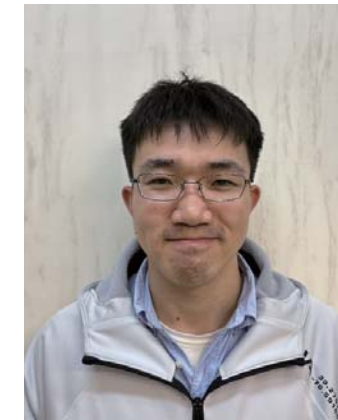
※診療時間は現在と変わりありません。

中山 進 医師



4月から黒滝村診療所で月曜日の診療を担当させていただくことになりました中山進です。過去には上北山村と下北山村の診療所での勤務を経験しています。週1回の担当ではありますが、松本所長とともに地域の健康を守っていきけるように頑張っていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

東 省吾 医師



4月から黒滝村診療所に勤めさせていただく事となりました、東省吾です。火曜日を担当させていただきます。皆様の健康増進の為、全力で取り組みたいと思っております。よろしくお願いいたします。

診療所 所長  
松本 千晃 医師



4月から渋谷医師に代わりまして所長を務めさせていただきます、松本千晃と申します。診療所勤務は初めてではありますが、村民の皆様の健康に寄り添った診療を行えるよう尽力したいと思います。よろしくお願いいたします。

## 図書室だより

- 貸し出し日 月～金曜日（祝日は休み）  
第2、第4日曜日
- 貸し出し期間 2週間  
※ただし、それ以上になる場合は、教育委員会へ連絡してください。

また、同じ夢を見ていた / 住野 よる

大切なことに気づけたら、世界はもう一度動き出す。

頭の良い小学生、小柳奈ノ花は国語の授業で「幸せ」について考えることとなる。そんな彼女が会った、アパートに住んでいる『アバズレさん』、丘の上に住んでいる『おばあちゃん』、ある屋上で出会った『南さん』との出会いから、幸せとは何なのかを考える物語。

250万部を超える大ベストセラー青春小説『君の臍臓をたべたい』。

その著者、住野よる第2作目小説です。



## てんいち先生



毎月11日は  
【人権を確かめあう日】  
黒滝村人権・同和問題  
啓発活動推進本部



## 人口・世帯数 (3月1日現在)

男 297人 (±0)  
女 313人 (-2)  
計 610人 (-2)  
世帯 333世帯 (+2)

## 村の施設の電話番号 市外局番 (0747)

役場 62-2031  
I P 電話【0747-68-9200  
~ 9202】  
防災放送電話音声対応サービス  
(専用ダイヤル) 62-9010  
教育委員会事務局 62-2314  
I P 電話【0747-68-9204】  
診療所 62-2747  
I P 電話【0747-68-9700】  
歯科診療所 62-2621  
デイサービスセンター  
地域包括支援センター  
(社会福祉協議会) 62-2850  
I P 電話【0747-68-9023】  
こもれびホール 62-2280  
黒滝駐在所 62-2034  
観光施設に関することは、  
観光施設指定管理者  
(株)黒滝森物語村 62-2770



## 狂犬病予防注射

4月25日(木)

4月25日(木)に狂犬病予防注射を行います。犬を飼っておられる方は、最寄りの会場を受けてください。

※暴れたり噛み傷を与える恐れのある犬については、口輪をはめるなどの適切な処置をされたうえ、犬に慣れている方が同行してください。

| 時間            | 実施場所         |
|---------------|--------------|
| 9:30 ~ 9:40   | 長瀬集会所前       |
| 9:50 ~ 10:00  | 粟飯谷正西寺前      |
| 10:10 ~ 10:15 | 御吉野(中辻銘木前広場) |
| 10:20 ~ 10:25 | 堂原(あきちゃん食堂前) |
| 10:30 ~ 10:35 | 寺戸(泉の広場)     |
| 10:50 ~ 11:00 | 槇尾瀧光寺前       |
| 11:10 ~ 11:15 | 脇川集会所前       |
| 11:25 ~ 11:35 | 上中戸老人憩の家     |
| 11:45 ~ 12:00 | 黒滝村役場駐車場     |

|            |        |
|------------|--------|
| 集合注射に係る手数料 | 3,400円 |
| (内訳) 注射手数料 | 2,850円 |
| 注射済票交付手数料  | 550円   |
| 犬の登録手数料    | 3,000円 |

## 愛犬の登録を!

現在、犬の登録は一生に一回となっています。登録を行っていない犬は、「野犬」と判断されかねませんので、まだ登録をされていない方はこの機会にぜひ登録を行ってください。

飼い犬が死亡したとき、飼い主や飼い主の住所が変わったときは、必ず役場へ届けてください。

※犬を手放したい方は、事前に役場または吉野保健所に相談してください。なお、当日の引き取りはいたしません。

◆お問合せ先 住民生活課

吉野保健所 ☎0747-52-0551

## 奈良交通バス無料乗車券を配布します

奈良交通バスの無料乗車券を配布しています。

額面は920円で途中下車は可能ですが、返金及び換金は出来ませんので御了承ください。

無料乗車券は、「黒滝ふれあいバス」と「道の駅 吉野路黒滝」にて配布しておりますので、是非ご利用ください。

なお数には限りがあるため、無くなり次第終了となります。

◆お問合せ先 企画政策課

## 黒滝村村民憲章

わたくしたちは、黒滝村のよさを活かし、先人の努力に学び、知恵と心を結集し、明るく豊かで活力ある村づくりをめざしてこの憲章を制定します。

- ・豊かな自然をまもり、より住み良い生活環境づくりに努めるおいとやすらぎのある村をつくりましょう。
- ・互いの人権を尊重しあい、やさしさとあたたかさにみちた村をつくりましょう。
- ・郷土の文化遺産を大切にし、若い力をはぐくみ、生涯学習のふくらむ村をつくりましょう。
- ・勤労を尊び、産業の振興に努め、未来を拓く活力ある村をつくりましょう。
- ・長寿のよろこびをみんなで支え、健康で生きがいのもてる福祉の村をつくりましょう。